

令和8年度広島県社会的養護自立支援拠点事業公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

児童養護施設等を退所した者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等に対し、孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

21,500千円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）会社概要説明書（様式2）及び機密データの保存等に関する申出書その他必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

ア 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に公募型プロポーザル参加資格確認申請書等を電子メールで送付する（fukatei@pref.hiroshima.lg.jp）。電子メールで送付することが困難な場合には、広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）への郵送による提出も可能とする。ただし、アの期間内に必着すること。

ウ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年3月16日（月）までに通知する。

(2) 仕様書等に対する質問書（様式3）提出期限及び回答日等

ア 提出期限

令和8年3月17日（火）午後3時

イ 回答日等

令和8年3月18日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提案書提出期限

令和8年3月23日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に公募型プロポーザル参加資格確認申請書等を電子メールで送付する (fukatei@pref.hiroshima.lg.jp)。電子メールで送付することが困難な場合には、広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）への郵送による提出も可能とする。ただし、アの期間内に必着すること。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施方法等

ア 実施方法

オンライン（Zoom）

イ 実施日時

令和8年3月25日（水）の別に指定する時間

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局こども家庭課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年3月27日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年3月30日（月）までに、書面により行う。

(7) 支払条件

概算払いとする。（4月、8月、11月）

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 虚偽記載に対する措置について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(11) 提案書の作成及び提出について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(12) 公正なプロポーザルの確保について

ア 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

ウ 公募型プロポーザル参加者は提案書に関するプレゼンテーション前に、他の参加者に対して提

案書を意図的に開示してはならない。

- エ 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめる場合がある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約内容の確定

公告に定める方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約内容を確定する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の評価を得たものと協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 仕様書
- 契約書（案）
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 会社概要説明書の様式
- 公募型プロポーザル説明会参加申込書の様式
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 機密データの保存等に関する申出書
- 提案書作成要領（様式を含む。）
- 企画提案審査要領（評価基準）

【問合せ先】

広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ

担当 三山・小西

電話 082 - 513 - 3167 (ダイヤル)